

# NEWS LETTER

## 短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.13

平成11年10月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL03-3261-3594 FAX03-3261-8954

編集・発行 短期大学基準協会

### CONTENTS

- 巻頭言 危機・転機・好機
- 短期大学の在り方管見—あるべき短期大学を求めて—
- 新たな評価基準作成への取り組み—「教育業績評価」と「授業評価」—
- 委員会から

## 巻頭言 危機・転機・好機

和野内 崇 弘

短期大学基準協会理事  
札幌国際大学短期大学部  
理事長・学長



大学、特に私立短大は教育の危機と経営の危機が一体となって同時進行していることもあって、社会的に大きな問題となっている。

大学、短大における基礎学力の低下といわれることも、小、中、高の教育から継続されていることであって、大学で急に始まったことでもない。多くの国民が高等教育を受けることが普遍的になれば、当然においてエリート教育時代の大学における学生の学力と比較すると低下していることは明白な事実であるし、比較するには無理がある。

むしろ問題視すべきは、国公私立を問わず、また、学力の差を問わず、共通していることは学生の人間としての未熟さ、言動の非常識さである。もちろん程度の差や常識の基準ということもあるが、その見方が社会一般からの指摘であることは若者以外の年代に共通しているといっていよう。

全国の小中高一般にみられる学級崩壊や学校崩壊、不登校などの現象は、その多くが公立であるが由に、学校の存立とは関係がないし、教員の身分も安泰だから問題解決に対する真剣さが多少欠けていると思われる。

大学教育の危機、私学経営の危機の問題も、初めは大学の問題としてその責任を追求した社会も、漸く家庭教育を含めて日本教育のあり方全般にかかわっているものと気付き始めたことは大きな救いであり、戦後教育の転機とな

る絶好の機会であると思う。

今までのように学校教育を責めるだけでなく、家庭における基本的生活習慣や躾けなど人間の基本に関わる教育力の低下が教育の荒廃を招いてきたことに気づき、家庭教育、学校教育を含めた社会全体の教育力の低下が問題であり、そして、現在の教育の危機があるのだとの認識が生まれはじめたことは極めて重要なことである。

従って、大学にあらわれているいろいろな障害の解決は大学教育の努力だけでは限界がある。しかし、現実には学生を教育の対象として受け入れている限り、我々は全力を挙げて、基礎学力の向上や常識の形成、マナーの尊重など人間的成長に関わる問題にも積極的に取り組むべきである。

金融や経済の混乱も根底には戦後50年の教育に問題があると考え、わが国教育の全般に亘って総点検、評価をする絶好の機会と捉え、教育危機イコール教育再建への転機となることを期待したい。

従来、大学は人間教育の場というより、学問の専門的教育の場として強調されてきたが、これからは人間として生きていく上での基礎・基本を学ぶ場として、そして人間的成長を図る場としての役割を重視し、この際徹底した外からの批判を受けて構造的改革のテンポを早めることが必要である。大学の危機を日本教育の転機と捉え、教育再建への好機としたいものだ。

# 短期大学の在り方管見

—あるべき短期大学を求めて—

短期高等教育研究会委員

岡本 祐次 (津市立三重短期大学 教授)

## ■短期大学の在り方に関する私見の概要

ひと、大学とは人類の根本的な知識欲が集約されて実現した制度である、という。したがって、知識の伝達、獲得・発展、応用と関連せしめ、大学の機能をみるとき、それは、一般的に、教育、研究、社会サービスの三つからなることに気づく。ひとまた、大学の教育目標や如何を問い、すぐれた職業人であると同時に、すぐれた市民でもある次世代を担う指導的人材を育成すること、とする。まったく同感である。

では、地域性を有する短期大学のそれはどうであるのか。広い教養（昨年10月の大学審議会答申は、「高い教養」とした）と深い専門知識を併せ持ち備え、論理的で自主的な判断力と批判力を有した、地域の要請に適切に応えうる職業人であると同時に、市民生活を通して民主的で文化的な社会国家の構築に主体的に参加しうる地域住民・市民の育成・輩出こそが、短期大学の教育目標である、といってもよからう。

一方、短期大学が地方自治ないし市民生活のなかで有機的に根づき、正当に位置づけられるためには、学術、文化に対する地域住民の意識の高揚が必須条件となる。ここに短期大学の第二、第三の使命たる研究、社会サービスの機能に関わる目標が浮上してくる。

短期大学は、あらゆる分野にわたる地域独特の諸問題と積極的に取り組み、特徴のある研究を発展させることによって、自己の学術、研究の水準を高め、その内容の充実を図るとともに、研究成果を地域に公開・反映せしめ地域住民・市民と正しく結合し、地方自治体などとも正しく接触して、地域の学術・文化、産業などの振興にも努めねばならない。

教育目標達成にあたっては、中央集権的・画一的趨勢を離れ、地方分権的・個性的趨勢の時代と地域住民・市民、地方自治体などの多種多様な教育要請に応えるべく学科再編、カリキュラムの改定などを行い、他の各種高等教育機関との人的・物的交流を、自らの門戸開放をもって可能として、いわば知的啓発センターの役割を演じるべきであろう。

研究目標などの達成にあたっては、たとえば、同じ時代の同じ地域の同じ要請に応えるべく学術・文化研究の情報センターないしは地域問題総合調査研究センターのごときを設置して、いわゆる「知識管理機能」（市民社会の構成員がその体験を通じて獲得した知識を収集、保管、伝承し、必要に応じて構成員に還元、普及せしめる機能）および「創造機能」（知識を組織的に加工し、新しい原理の発見や応用の仕方をみつけ出す機能）の強化をはかり、小規模ゆえの諸制約による専門的総合的研究集団形成の不可能を克服すべく、地域の内外を問わず、教育研究諸機関との機能的連携を図り、それら各方面から専門家を集め、地域の諸問題に対応しうるシンクタンクの役割を演じるべきであろう。

以上が、私見の概要である。因みに、天野郁夫氏は、あるところで、こういわれる。高等教育機関の機能は、①研究機能、②専門教育・職業教育機能、③市民教育・教養教育機能、④社会サービス機能からなる。①は、主として大学院が、②と④は、学部教育の中で大学（②は、また高等専門学校、専修学校も参加して）が、③は、唯一、短期大学が今後目指すべき方向であると。そして、市民的な教養には、一般教養に加えて職業人として社会の中で生きていくに要する、知識や技術を含むと。機能によって、高等教育機関の役割を区分することは、大切だ。ただ、地域密着型の高等教育機関・短期大学は、程度の差こそあれ、機能の全てを担ってゆく使命を負っているのてばないかと、少し意地をはってみた。

## ■日程に上った「制度的位置づけ」と目的

短期大学の制度的位置づけを考える場合、短期大学の目的が必然的に問題となる。この目的が確定すれば、制度的位置づけもまた自ずと決まってくる。現行学校教育法は、周知のとおり、短期大学の目的を、法第69条の2で、「大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。」と規定する。因みに

大学のそれは、法第52条で、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定している。

みられるように、大学は、人間の基本的な知能を發展させることを目的とするのに対し、短期大学は、より具体的に職業又は实际生活に直接役立つ専門教育を施すことを目的とするものである、となっている。短期大学では、「学術の中心として、広く知識を授ける」が省かれている。しかし、それが大学制度の枠内にあることは、確かである。

ただ、実際に教育課程を展開するにあたっては、時代の趨勢と社会的教育ニーズを反映して、少なくとも、昭和51年4月1日付、短期大学設置基準施行以降は、「学術の中心として、広く知識を授ける」ことを忘れなかった。つまり、内容の多寡は免れないとしても、一般教育と専門教育のバランスは大学と全く同じに保たれてきた。

平成3年7月1日付改正（大綱化による制度の弾力化、学習機会の多様化、自己点検・自己評価の導入）大学・短期大学設置基準によって、大学と短期大学の目的は、一層接近したようだ。両者の「教育課程の編成方針」を比較すれば明らかである。つまり、①大学設置基準第19条第2項は、「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」とし、②短期大学設置基準第5条第2項は、「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」としているのだ。

このように、平成3年の設置基準の改正に当たって、すでに大学と短期大学教育の目的は、同一化されていた。しかし、学校教育法の大学と短期大学の目的は据え置かれた。その善し悪しは別として、ここですでに、目的の統一化を図る自然の流れができてきているといえるのかもしれない。短期大学の特性を除いて、全く同一化をみたいま、短期大学の位置づけは、いよいよ大学制度の枠内にしっかりと根付いたこととなる。差し当たって、大学審議会でそのことを確認し、制度的位置づけについて提言すれば、社会的認識は、確保できる。このことが、短期大学の在り方問題の基本であり、出発点・終止点である。

## ■短期大学後期課程・学士課程の必要性

私の学長就任の昭和58年10月、私の所属する公短協・社会科学系学長協議会は、要望書（「短期大学卒業生が4年制大学に編入することは種々の理由から困難な事情にあるが、大学の多様化を進める方針の一部としても、短期大学が希望する場合は、その上部に学士課程を設置す

ることが望ましい。文部省におかれては、そのための改正の準備を進められることを要望する。……」）を策定、学長会で採択、文部省に建議している。

この後期課程・学士課程の考え方を、私は、あるべき短期大学実現のための不可欠の要件として、現在まで引きずっている。それは、平成3年の諸制度改革のなかで、短期大学専攻科制度と新設学位授与機構とが融合し、変形して日の目をみる。

あるべき短期大学を考える場合、私は、短期大学前期課程・準学士課程（2～3年）→短期大学後期課程・学士課程（2～1年）→短期大学大学院・修士課程（1～2年。文部省は、9月14日付で、大学院設置基準を改正し、大学院修士課程について、社会人向け「1年制コース」「長期在学コース（2年超）」の設置を認めることとした。）を想定する。

最後の大学院・修士課程は据え置くとして、そうすると、短期大学設置基準を、大学院設置基準に倣って、前期課程・準学士課程と後期課程・学士課程に整理するのがよさそうだ。しかも、大学院の場合、教育研究上必要がある場合においては、後期の課程のみの課程を置くことができる、としている。どのように条件をつけるのか、問題は残るが、これより、短期大学後期課程・学士課程の単独設置も制度的に可能と考えられる。いわゆる、大学学部（学士課程）との整合性さえ担保できれば、こういった理想の短期大学制度は、新世紀のわが国高等教育の多様化を彩るのにもっとも相応しい制度となるであろう。もっとも、設置認可の専攻科で整理可能であるが、専攻科が複雑になりすぎる。

望ましい制度改革をみるまで、原則現行制度の運用で、何とか学士課程が実現できないものか。短期大学本科（準学士課程）→短期大学専攻科（学士課程）は、考えられる。もっとも、学位授与機構との関係で、問題がある。学士の学位と関係するのは、学位授与機構の認定を受けた専攻科でなければならない。認定を受ければ学士課程と呼ぶことにはさほどの抵抗があるとも思えない。問題は、本科あつての専攻科であるから、学士課程のみの単独設置は、叶わない。いずれにせよ、これが学位授与機構活用を踏まえた考え方である以上、認定に係る手続きの緩和や大学学部での16単位の取得要請等、緩和の望まれる点がいくつかある。

学位授与機構の手続等の緩和は、機構設置以後こんにちに至るまでの経験に照らして、認定専攻科の実績に鑑み、また、短期大学が大学として厳格な設置認可の審査の上に存在していることに鑑みて、そう難しいことであるとは思えない。この点も大学審議会の提言が必要となる。これだけは、是非とも実らせて欲しいものである。

なお、学位授与機構との関係について一言加えれば、同機構には専攻科の認定の他に国の各省庁が設置する自治大学校等に対する（学士）課程の認定に係る制度がある。過渡的に短期大学の後期課程・学士課程を考える場合、一考の余地がありそうである。

## 新たな評価基準作成への取り組み

— 「教育業績評価」と「授業評価」 —

向上充実委員会委員

大塚 圭 介 (兵庫大学短期大学部 学長)

自己点検・評価をどのように進めるかは、本学においても懸念の事項であった。先に、私はNEWS LETTER VOL.9で、自己点検・評価が設置基準の補完にとどまらず、本来の意味と役割を果たすには、いくつかの課題があることを述べた。第1点は、研究業績が数多く報告される中で、教育業績とその量的側面を伴った点検・評価が見いだせないことであった。また、第2点は自己点検(self-study)と評価(evaluation)の解釈上の混乱からか、この二つの側面が、明瞭かつ有効に機能していないことであった。そして、3点目に最重要課題として挙げたことは、日本特有の法制度的構造により、本来、独自の教育理念により存在しているはずのわれわれの学校教育に対して、ともすると一般的基準を当てはめて評価する方向へ向いていることを警鐘の意味を含めて指摘した。これらの課題に対してわれわれ大学人はどのように対処すべきであろうか。

省みて、本学はさてどうしたものかと考えていたところ、それは、淑徳短期大学との「相互評価」の形で現実化することになる。仏教系の短期大学という共通項、そして共通の保育科に限定するという合意の元で、相互評価への取り組みをスタートさせた。とはいえ、本学の自己点検は、それまで具体的な成果を蓄積するに至っていなかった。そこで、平成10年度、本学は「教育業績評価」をもって自己点検・評価に着手することにした。

### 教育業績評価のあり方

教育業績は、2つの側面から評価した。

- ① 学科教育への貢献としての教育業績：教育業績は、研究業績のように個人の活動に単純に帰属させるべきではないという考えから、この教育組織の機能への貢献に重きを置いた。教育組織の一員として責任・役割分担を果たし、教育組織全体の活性化や学科教育の改革にいかにか寄与したか、そこから教育業績を測ろうというものである。
- ② 個人に帰属する教育業績：授業実践等、個人の責任で行う教育活動に関する業績を指すものである。授業は個人の責任で行うが、それだけでなく自分の授業をよりよいものにするのは教員の責務である。

この教育業績評価の前提には、教育組織として十分機能しているとの確認が必要である。学科は、学科教育目標を果たすために存在する教育組織であり、それゆえ、a)短期大学の教育目標の明確化 b)学科の教育目標の明確化 c)学科の教育目標実現のために教育組織はいかにあるべきか、の観点から点検しておく必要があった。

### 評価の方法

評価は、自己申告・自己評価により行うこととした。できるだけ明解に教育活動の点検ができるよう、項目の多くを5段階の評価基準(良好～どちらともいえない～良好でない)で評価した。このように評価を量的に表すことで、相互評価に耐えうるものになったのではないかと考える。

### 新たな評価基準作成の意義と課題

評価には必ず結果の活用が課題として挙げられる。「何のために」評価するのかという原点に立ち戻ることにもなるが、この自己申告の結果を単に集積しただけでは、学科教育の改善・改革、個人の授業実践等の改善・改革にはつながらない。現在、本学では保育科教員の「教育活動の点検(自己申告)」に加え、学生による「授業アンケート調査」の結果がまとまりつつある。学生による授業評価は、ともすると学生自らの点検・評価を欠いた形で、一方的に教師もしくは授業を評価することが多かった。本学の授業評価は、①学生自身の自己評価 ②学生による授業評価という2部構成の新たな評価基準を設けている。独自の基準で行われた「教育業績」と「授業評価」という二つの評価結果から、学科教育活動の整合性などが多少なりとも明らかになるのではないかと、そして、それはまた大学の構成員としての主体的な教育改革活動につながる、すなわちFD活動につながるのではないかと期待するものである。

主観的な自己申告・自己点検に対する精度や客観性への検討は急がれるが、当面は自己申告票の情報開示が最優先事項であり、その定着が課題であろう。淑徳短期大学との相互評価は、今後3年間継続して行うという合意を得ている。さまざまな懸念は、経年評価の中である程度解決できるのではないかと考えている。

歴史と伝統をもつ短期大学として、あてがいぶちの一般的基準による評価は、到底受け入れられるものではない。であるならば、学校の独自性を教育業績評価の個性的基準や独自の授業点検基準によって評価(相互評価)していくことは重要なことであろう。

自己点検・評価は、相互評価の切り札とともにまだ始まったばかりで、本学と淑徳短期大学の相互評価も報告書を提出するに未だ至ってはいない。検討すべき課題の多くが手つかずのままである。しかし、本学の自己点検・評価は、「相互評価」に触発され、教員の意識をも喚起したのではないかとと思われる。教育組織である短期大学が、教育業績評価と授業評価をするという極めてあたりまえの試みではあるが、その点検・評価の新たな基準は、自己点検・評価に一石を投じることができるのではないかと考える。

鷺見 八重子 (和洋女子大学 教授)

このNEWS LETTERをお読みの方にはよくお解りのように、向上充実委員会では「相互評価」の実施に向けて、その効果的な方法について議論を重ねているところである。「相互評価」の理念については、基準協会が刊行した『短期大学の自己点検・評価』(1996)に明記されているが、いざ実行する段になると、何から、いかに始めるべきか懸念や疑問が先行し、なかなか難しい。

ところが幸い「案ずるより産むが易し」の精神で、まずやってみようとして委員校の中から名乗りが挙がり、「相互評価」の第一歩が踏み出された。広島文化短期大学と帝塚山短期大学をかきわきに、淑徳短期大学と兵庫大学短期大学のあいだで具体的な相互評価が行われたのである。詳しくは、先号(Vol.12)に掲載された帝塚山短期大学の森一貫学長の《事例紹介》をご覧ください。

「相互評価」が自己点検・評価に基づいて行われるべき

点については論をまたない。統計によると、すでに75%を超える短大が自己点検・評価を実施している。その結果を公表しているのはまだ27%にすぎないというものの、社会の情勢に鑑みれば近い将来、評価の公表は急速にたかまらるであろう。情報の公開はそれぞれの短大の個性を社会に発信し、PRすることに他ならないからである。

とは言っても、どの短大も改革・改善に多忙をきわめる最中、たがいに訪問したり勉強したりする暇を捻出するのさえ厳しい状況にちがいない。そこで委員会では、上記の貴重な事例をふまえた上で、より簡便にそしてより効果的に「相互評価」が進展するよう、評価のマニュアル作りを検討することになった。現場ではたらく教職員の負担があまり大きくならないように、しかも第三者の視点を採り入れることで新しいパースペクティブが展望できるように、相互評価のあり方を工夫して世に問いたいと願っている。

## 委員会から

北村 久美子 (育英短期大学 助教授)

先月開催されたNPOフォーラム'99東北会議の分科会「大学とNPO」で、デラウェア大学のデボラ・オーガー教授が同大の「デラウェア・モデル」と呼ばれる活動の紹介を行ったので一部ご紹介したい。アメリカでは、「地域社会に根ざした責任ある大学」という感覚を、公立・大規模校から私立・小規模校に至るまで非常に強く持ちつつある。しかし、大学の持つ知識・情報・ネットワーク・人材等の様々な資源を地域に役立てるためには、それなりのプログラム・財源が必要である。資源の比較的豊かな公立校・大規模な私立校は可能でも、小規模な私立校には難しい課題である。同大は小規模な大学や小さな民間団体を支援するために情報ネットワークを構築し、また、資金繰りやマネジメントなどの情報提供を行っている。そしてそのための財政的支援を政府から特別に認められている。

**モデルA:** 非営利民間組織(NPO)の戦略・スタッフ・管理・財政・提言・PR法・選挙民への対応などを16週で学ぶ「NPOリーダーシップ・トレーニング」や**モデルB:** 地域社会の一員という感覚が薄れてきている学生に、セミナー

とインターンシップを利用してNPOの哲学や人につくすということを経験に基づいて学習するプログラム、**モデルC:** NPOや政府を電子ネットワークでつなぎ、NPOの提供するプログラムや基金計画、必要なスタッフなど様々な情報をオープンに結ぶ「ダイヤモンド・ネット」そして**モデルD:** 大学が空きビルを借り、大学の情報図書館・ヘルプセンターとつながった安価なオフィスを提供する「デラウェア・コミュニティサービス・ビルディング」。

日本では、短大が地域ニーズに対応する場合、単独で行うことが多いが、今後は専門分野別の情報ネットワークや地域内のネットワークを創出し、短大全体でのダイナミズムを活用することが必要だ。情報をネットワーク化しオープンにすることで、これまで短大と関りのなかった人々を短大に「つなぐ」ことが可能になり、地域の情報や人材が入り込みやすくなる。特に専門分野別の情報ネットはアカウンタビリティと標準化に應えるための知的ネットワークを創出することになる。

(NPO: Non Profit Organization, Not for Profit Organization: 非営利民間組織)

4. 22 第11回定期総会  
 1. 平成10年度事業報告について  
 2. 平成11年度事業計画（案）について  
 3. その他
5. 20 第20回調査研究委員会  
 1. 短期高等教育研究会における検討状況（報告）  
 2. 先進諸国における短期高等教育の現状と動向の調査研究の実施計画について  
 3. その他
5. 21 第9回短期高等教育研究会  
 1. 短期大学の制度上の位置付け等について  
 2. 高等学校と短期大学の接続の在り方についての改善方策について  
 3. 先進諸国における短期高等教育の現状と動向の調査研究実施計画について
5. 21 第20回向上充実委員会  
 1. 「短期大学相互評価」の実施計画（案）について  
 2. 短期大学における評価の在り方について  
 3. その他
6. 24 第10回短期高等教育研究会  
 1. 講演「米国コミュニティ・カレッジと接続問題」  
 講師 清水一彦 氏（筑波大学 教授）  
 2. 短期大学の制度上の位置付け等の改革方策について  
 —大学審議会の審議状況等について—
7. 9 外国調査打合せ会  
 先進諸国における短期高等教育の現状と動向の調査研究について
7. 16 第21回向上充実委員会  
 1. 「短期大学相互評価」の実施報告について
2. 「短期大学相互評価」の実施計画（案）について  
 3. 基準協会における評価の在り方について  
 4. その他
7. 21 第11回短期高等教育研究会  
 1. 短期大学の制度上の位置付け等の改革方策について  
 (1) 短期大学将来構想特別委員会「短期大学の将来構想に関する審議のまとめ」（案）について  
 (2) 本研究会の検討経過について  
 (3) 本研究会の今後の進め方について  
 2. その他
9. 7 第22回向上充実委員会  
 1. 「短期大学相互評価」の実施計画について  
 (1) 実施依頼校の選出について  
 (2) 「短期大学相互評価」実施の際の留意点（案）について  
 2. 本協会における評価の在り方について  
 3. その他
9. 24 第23回理事会  
 1. 大学審議会「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について—」（部会から総会への報告）に対する本協会の意見について（報告）  
 2. 短期高等教育研究会の活動状況について  
 3. 向上充実委員会及び調査研究委員会の活動状況について  
 4. 第12回定期総会の議題（案）について
10. 15 第23回向上充実委員会  
 1. 「短期大学相互評価」の実施について  
 2. 基準協会における評価の在り方について  
 3. 平成11年度活動中間報告について  
 4. その他

編集後記

短期大学を含めた学校は転換期にきています。若い人口の減少がその理由のかかなりの部分を占めています。その陰に隠れた、家庭教育や社会教育を含めた教育制度が現状に合わなくなっていることも見逃せません。個々の短期大学での自己点検・評価、短期大学制度の見直しにとどまらず、高等教育制度あるいは教育全体の見直しが必要になります。

短期大学が、全国に広く展開しているという特性を生かし、地域社会に根ざした大学として発展するためには、「相互評価」などによる他の短期大学の情報を加えての検討が必要です。専門教育重視から人間教育重視への視点の切り替え、短期大学のネットワーク化などが、キーワードとして考えられます。

森本晴生（東京文化短期大学 理事長）